

独立行政法人通関情報処理センターに関する省令の廃止等に関する省令（案）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行規則（昭和五十二年大蔵省令第三十号）（第二条関係）</p> <p>電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行規則</p> <p>（申告等の入力事項等）</p> <p>第一条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号。以下「令」という。）</p> <p>（第三条第一項ただし書（申告等の入力事項の省略）に規定する財務省令で定める事項は、同項ただし書に規定するファイルへの記録により明らかにすることができる事項、貨物の記号その他税関長が入力の必要がないと認める事項とする。</p> <p>（輸入申告等の内容を示す書面の提出）</p> <p>第三条 税関は、令第三条第二項（仕入書等の提出の時期）に規定する者に対し、同項に規定する期限までに、同項の申告又は申請の内容を示すものとして出力された書面を提出させることができる。</p> <p>（通関士識別符号の使用）</p> <p>第四条 通関業者は、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号。以下「法」とい</p>	<p>電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行規則（昭和五十二年大蔵省令第三十号）（第二条関係）</p> <p>電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行規則</p> <p>（申告等の入力事項等）</p> <p>第一条 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号。以下「令」という。）</p> <p>（第四条第一項ただし書（申告等の入力事項の省略）に規定する財務省令で定める事項は、同項ただし書に規定するファイルへの記録により明らかにすることができる事項、貨物の記号その他税関長が入力の必要がないと認める事項とする。</p> <p>（輸入申告等の内容を示す書面の提出）</p> <p>第三条 税関は、令第四条第二項（仕入書等の提出の時期）に規定する者に対し、同項に規定する期限までに、同項の申告又は申請の内容を示すものとして出力された書面を提出させることができる。</p> <p>（通関士識別符号の使用）</p> <p>第四条 通関業者は、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号。以下「法」という。）第</p>

う。(第五条(通関士の審査)に規定する申告等を行う場合には、当該申告等の入力の内容を審査した通関士にその通関士識別符号(入力をする通関士を識別するための符号で、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社(以下「会社」という。))が付与するものという。))を使用して当該申告等の入力をさせるものとする。

(目的達成業務の認可の申請)

第五条 会社は、法第九条第二項(業務の範囲等)の規定によりその目的を達成するために必要な業務を営むことの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。

- 一 業務の内容
- 二 業務の開始の時期
- 三 業務の収支の見込み
- 四 その業務を実施しようとする理由

(新株を引き受ける者の募集の認可の申請)

第六条 会社は、法第十二条第一項(株式、社債及び借入金)の規定により会社法(平成十七年法律第八十六号)第九十九条第一項(募集事項の決定)に規定するその発行する株式(以下「新株」という。))を引き受ける者の募集の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に新株を引き受ける者の募集に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、財務大臣に提出しなければならない。

- 一 新株の種類及び数
- 二 新株の払込金額(新株一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。))又はその算定方法
- 三 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該

五条(通関士の審査)に規定する申告等を行う場合には、当該申告等の入力の内容を審査した通関士にその通関士識別符号(入力をする通関士を識別するための符号で、独立行政法人通関情報処理センター)が付与するものという。))を使用して当該申告等の入力をさせるものとする。

財産の内容及び価額

四 新株と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日又はその期間

五 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

六 新株を引き受ける者の募集の方法

七 新株を引き受ける者の募集により取得する金額の用途

八 新株を引き受ける者の募集の理由

(募集新株予約権を引き受ける者の募集の認可の申請)

第七条 会社は、法第十二条第一項(株式、社債及び借入金)の規定により会社法第二百三十八条第一項(募集事項の決定)に規定する募集新株予約権(以下「募集新株予約権」という。)を引き受ける者の募集の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に募集新株予約権を引き受ける者の募集に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、財務大臣に提出しなければならない。

一 募集新株予約権の内容及び数

二 募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする場合には、その旨

三 前号に規定する場合以外の場合には、募集新株予約権の払込金額(募集新株予約権一個と引換えに払い込む金銭の額をいう。)

又はその算定方法

四 募集新株予約権を割り当てる日

五 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日を定めるときは、その期日

六 募集新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、次に掲げる事項

イ 新株予約権付社債の総額及び各新株予約権付社債の金額

ロ 新株予約権付社債の利率、償還の方法及び期限その他の発行条件

七 募集新株予約権を引き受ける者の募集の方法

八 募集新株予約権を引き受ける者の募集により取得する金額の用途

九 募集新株予約権を引き受ける者の募集の理由

(募集社債を引き受ける者の募集の認可の申請)

第八条 会社は、法第十二条第一項（株式、社債及び借入金）の規定により会社法第六百七十六条（募集社債に関する事項の決定）に規定する募集社債（以下「募集社債」という。）を引き受ける者の募集の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に募集社債を引き受ける者の募集に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、財務大臣に提出しなければならない。

一 募集社債の総額及び各募集社債の金額

二 募集社債の利率、償還の方法及び期限その他の発行条件

三 募集社債を引き受ける者の募集の方法

四 募集社債を引き受ける者の募集により取得する金額の用途

五 募集社債を引き受ける者の募集の理由

(株式交換に際しての株式の発行の認可の申請)

第九条 会社は、法第十二条第一項（株式、社債及び借入金）の規定により株式交換に際しての株式の発行の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に株式交換に際しての株式の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、財務大臣に提出しなければならない。

一 株式交換をする株式会社（以下「株式交換完全子会社」という。）の商号及び住所

二 株式交換に際して発行しようとする株式の種類及び種類ごとの数又はその数の算定方法並びに会社の資本金及び準備金の額に関する事項

三 株式交換完全子会社の株主（会社を除く。以下同じ。）に対する株式の割当てに関する事項

四 株式交換がその効力を生ずる日

五 株式交換に際して株式を発行しようとする理由

（株式交換に際しての社債の発行の認可の申請）

第十条 会社は、法第十二条第一項（株式、社債及び借入金）の規定により株式交換に際しての社債の発行の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に株式交換に際しての社債の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、財務大臣に提出しなければならない。

一 株式交換完全子会社の商号及び住所

二 株式交換に際して発行しようとする社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

三 株式交換完全子会社の株主に対する社債の割当てに関する事項

四 株式交換がその効力を生ずる日

五 株式交換に際して社債を発行しようとする理由

（株式交換に際しての新株予約権の発行の認可の申請）

第十一条 会社は、法第十二条第一項（株式、社債及び借入金）の規定により株式交換に際しての新株予約権の発行の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に株式交換に際しての新株予約権の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、財務大臣に提出しなければならない。

一 株式交換完全子会社の商号及び住所

二 株式交換に際して発行しようとする新株予約権の内容及び数又はその算定方法

三 株式交換に際して発行しようとする新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、新株予約権付社債の種類及び種類ごとの各新株予約権付社債の金額の合計額又はその算定方法

四 株式交換完全子会社の株主に対する新株予約権の割当てに関する事項

五 株式交換に際して株式交換完全子会社の新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる会社の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権についての次に掲げる事項

イ 会社の新株予約権の交付を受ける株式交換完全子会社の新株予約権の新株予約権者の有する新株予約権（以下「株式交換契約新株予約権」という。）の内容

ロ 株式交換契約新株予約権の新株予約権者に対して交付する会社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ハ 株式交換契約新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは、会社が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

六 前号に規定する場合には、株式交換契約新株予約権の新株予約権者に対する同号の会社の新株予約権の割当てに関する事項

七 株式交換がその効力を生ずる日

八 株式交換に際して新株予約権を発行しようとする理由

（新株予約権の行使により株式を発行した旨の届出）

第十二条 会社は、法第十二条第二項（株式、社債及び借入金）の規定により株式を発行した旨を届け出ようとするときは、次に掲げる

- 事項を記載した届出書を財務大臣に提出しなければならない。
- 一 新株予約権につき、法第十二条第一項の認可を受けた日
  - 二 新株予約権の行使により発行した株式の種類及び数
  - 三 新株予約権の行使に際して払込みをされた金額
  - 四 新株予約権の行使により株式を発行した日

(資金借入れの認可の申請)

第十三条 会社は、法第十二条第一項(株式、社債及び借入金)の規定により資金の借入れの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。

- 一 借入金の額
- 二 借入先
- 三 借入金の利率、償還の方法及び期限その他の借入条件
- 四 借入金の使途
- 五 借入れの理由

(代表取締役等の選定等の決議の認可の申請)

第十四条 会社は、法第十三条(代表取締役等の選定等の決議)の規定により代表取締役若しくは代表執行役の選定又は監査役の選任若しくは監査委員の選定の決議の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に選定又は選任に関する取締役会又は株主総会の議事録の写し及び選定しようとする代表取締役若しくは代表執行役又は選任しようとする監査役若しくは選定しようとする監査委員の履歴書を添えて、財務大臣に提出しなければならない。

- 一 選定しようとする代表取締役若しくは代表執行役又は選任しようとする監査役若しくは選定しようとする監査委員の氏名及び住所

- 二 前号に規定する者が会社と利害関係を有するときは、その明細

三 選定又は選任の理由

2 会社は、法第十三条の規定により代表取締役若しくは代表執行役の解職又は監査役の解任若しくは監査委員の解職の決議の認可を受けようとするときは、解職しようとする代表取締役若しくは代表執行役又は解任しようとする監査役若しくは解職しようとする監査委員の氏名及びその者を解職し、又は解任しようとする理由を記載した申請書に解職又は解任に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、財務大臣に提出しなければならない。

(事業計画の認可の申請)

第十五条 会社は、法第十四条第一項前段(事業計画)の規定により事業計画の認可を受けようとするときは、事業計画(電子情報処理組織の利用料金の種類及び額を含む。次項において同じ。)を記載した申請書に資金計画書及び収支計画書を添えて、財務大臣に提出しなければならない。

2 会社は、法第十四条第一項後段の規定により事業計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。この場合において、変更が前項の規定により当該事業計画の認可を申請するときに添付した資金計画書又は収支計画書の変更を伴うときは、当該変更後の当該書類を添えなければならない。

(定款の変更の決議の認可の申請)

第十六条 会社は、法第十六条第一項(定款の変更等)の規定により定款の変更の決議の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書に定款の変更に関する株主総会の議事録の写しを添えて、財務大臣に提出しなければならない。

(剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議の認可の申請)

第十七条 会社は、法第十六条第一項(定款の変更等)の規定により剰余金の配当その他の剰余金の処分(損失の処理を除く。)の決議の認可を受けようとするときは、剰余金の総額及び剰余金の配当その他の剰余金の処分の内訳を記載した申請書に剰余金の配当その他の剰余金の処分に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、財務大臣に提出しなければならない。

(合併、分割又は解散の決議の認可の申請)

第十八条 会社は、法第十六条第一項(定款の変更等)の規定により合併、分割又は解散の決議の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項(解散の決議の認可を受けようとする場合にあつては、第一号、第四号及び第五号に規定する事項に限る。)を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。

一 合併の場合にあつては、合併後存続する法人又は合併により設立する法人の名称及び住所、分割の場合にあつては、分割により事業を承継する法人又は分割により設立する法人の名称及び住所、解散の場合にあつては、清算人の氏名及び住所

二 合併又は分割の方法及び条件

三 合併又は分割に反対した株主があるときは、その者の氏名又は名称及び住所並びにその者の所有する株式の種類及び数

四 合併、分割又は解散の時期

五 合併、分割又は解散の理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類(解散の決議の認可を受けようとする場合にあつては、第一号の書類に限る。)を添えなければならない。

一 合併、分割又は解散に関する株主総会の議事録の写し

- 二 合併契約又は新設分割計画若しくは吸収分割契約において定め  
た事項を記載した書類
- 三 合併又は分割の主要な条件の決定に関する説明書
- 四 合併契約の締結又は新設分割計画の作成若しくは吸収分割契約  
の締結の時に於ける会社の資産、負債その他の財産の状況の説明  
書
- 五 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割  
により事業を承継する法人若しくは分割により設立する法人の定  
款

改 正 案

現 行

税関職員の身分を示す証券等の書式に関する省令（昭和二十九年大蔵省令第六十四号）（第三条関係）

関税法施行令第九十一条の規定に基き、税関職員の名分を示す証券の書式に関する省令を次のように定める。

税関職員に係る関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第一百五条第二項若しくは第二百二十六条、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第十五条第二項、通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第三十八条第二項、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二十条第二項、家用自動車の一時的輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和三十九年法律第一号）第九条第二項、コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十六年法律第六十五号）第十三条第二項、物品の一時的輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十八年法律第七十号）第七条第二項、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第五十三条第七項、消費税法（昭和六十三年法律第八号）第六十二条第五項、たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第二十七条第四項、揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第二十六条第四項、地方道路税法（昭和三十年法律第四号）第十四条の二第四項、石油ガス税法（昭和四十年法律第一百五十六号）第二十六条第四項、石油石炭税法（

税関職員の名分を示す証券等の書式に関する省令（昭和二十九年大蔵省令第六十四号）（第三条関係）

関税法施行令第九十一条の規定に基き、税関職員の名分を示す証券の書式に関する省令を次のように定める。

税関職員に係る関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第一百五条第二項若しくは第二百二十六条、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第十五条第二項、通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第三十八条第二項、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三十三号）第六十四条第二項（同条第一項の規定により独立行政法人通関情報処理センターに対して立入検査をする場合に限る。）、家用自動車の一時的輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和三十九年法律第一号）第九条第二項、コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十六年法律第六十五号）第十三条第二項、物品の一時的輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十八年法律第七十号）第七条第二項、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第五十三条第七項、消費税法（昭和六十三年法律第八号）第六十二条第五項、たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第二十七条第四項、揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第二十六条第四項、地方道路税法（昭和三十年法律第四号）第十四条の二第四項、石油ガス税法（昭和四十年

<p>昭和五十三年法律第二十五号) 第二十三条第四項、輸入品に対する内      国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号) 第二十      二条第二項又はたばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号) 第四十      二条第二項の身分を示す証票又は証明書の書式は、次のとおりとする      。</p>	<p>法律第百五十六号) 第二十六条第四項、石油石炭税法(昭和五十三年      法律第二十五号) 第二十三条第四項、輸入品に対する内国消費税の徴      収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号) 第二十二条第二項又      はたばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号) 第四十二条第二項の      身分を示す証票又は証明書の書式は、次のとおりとする。</p>
---	---

改正案	現行
<p>関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）（第四条関係） （届出場所の基準）</p> <p>第四条の二 法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）に規定する財務省令で定める基準は、次に掲げる要件のすべてに適合することとする。</p> <p>一 法第五十条第一項の承認を受けた者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機及び税関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続しており、届出場所（同項に規定する届出に係る場所をいう。以下この条及び第四条の四第二号において同じ。）における外国貨物の蔵置等（同項に規定する外国貨物の蔵置等をいう。以下同じ。）に関する業務を電子情報処理組織（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二条第一号（定義）に規定する電子情報処理組織をいう。第七条の二において同じ。）を使用して行うことができること。</p> <p>二及び三 （省略）</p>	<p>関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）（第四条関係） （届出場所の基準）</p> <p>第四条の二 同上</p> <p>一 法第五十条第一項の承認を受けた者の事務所その他の事業場に設置される入出力装置と、独立行政法人通関情報処理センターの使用に係る電子計算機及び税関の事務所に設置される入出力装置とを電気通信回線で接続しており、届出場所（同項に規定する届出に係る場所をいう。以下この条及び第四条の四第二号において同じ。）における外国貨物の蔵置等（同項に規定する外国貨物の蔵置等をいう。以下同じ。）に関する業務を電子情報処理組織（電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二条第一号（定義）に規定する電子情報処理組織をいう。第七条の二において同じ。）を使用して行うことができること。</p> <p>二及び三 同上</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>通関業法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第五十号）（第五条関係）</p> <p>（試験の方法等）</p> <p>第二条（省 略）</p> <p>2 法第二十三条第二項第一号に規定する「その他関税に関する法律」として通関士試験の科目とする法律は、次に掲げる法律とする。</p> <p>一 四（省 略）</p> <p>五 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>通関業法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第五十号）（第五条関係）</p> <p>（試験の方法等）</p> <p>第二条 同上</p> <p>2 同上</p> <p>一 四 同上</p> <p>五 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）</p>

改 正 案

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令（平成三年大蔵省令第五十四号）（第六条関係）

（総則）

第一条（省 略）

2 前項に規定する電子情報処理組織とは、次の各号に掲げるものをいう。

一（省 略）

二 国税収納命令官等（税関の国税収納命令官等に限る。以下この号において同じ。）がその所掌に属する国税等の徴収に関する事務を処理するため、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第三章に規定する輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）又は東京税関に設置される電子計算機と国税収納命令官等の所在する官署に設置される電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織及び東京税関東京外郵出張所に設置される電子計算機と国税収納命令官等の所在する官署に設置される電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織

3（省 略）

（日本銀行が納入者から現金の納付を受けた場合の手続）

第七条（省 略）

現 行

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令（平成三年大蔵省令第五十四号）（第六条関係）

（総則）

第一条 同 上

2 同 上

一 同 上

二 国税収納命令官等（税関の国税収納命令官等に限る。以下この号において同じ。）がその所掌に属する国税等の徴収に関する事務を処理するため、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第三章に規定する独立行政法人通関情報処理センターの使用に係る電子計算機又は東京税関に設置される電子計算機（入出力装置を含む。）と国税収納命令官等の所在する官署に設置される入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織及び東京税関東京外郵出張所に設置される電子計算機（入出力装置を含む。）と国税収納命令官等の所在する官署に設置される電子計算機（入出力装置を含む。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織

3 同 上

（日本銀行が納入者から現金の納付を受けた場合の手続）

第七条 同 上

<p>2 4 (省 略)</p> <p>5 日本銀行代理店は、納入者から次の各号に掲げる方法により現金の納付を受けたときは、これを領収して、領収済通知情報については代行機関に、収納に係る記録については日本銀行本店に、送信しなければならぬ。この場合において、日本銀行代理店は、領収証書を納入者に交付することを要しない。</p> <p>一 (省 略)</p> <p>二 税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十五年財務省令第七号) 第八条各号に掲げる方法</p> <p>三 (省 略)</p> <p>6 (省 略)</p>	<p>2 4 同 上</p> <p>5 日本銀行代理店は、納入者から次の各号に掲げる方法により現金の納付を受けたときは、これを領収して、領収済通知情報については代行機関に、収納に係る記録については日本銀行本店に、送信しなければならぬ。</p> <p>一 同 上</p> <p>二 税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十五年財務省令第七号) 第八条に規定する方法</p> <p>三 同 上</p> <p>6 同 上</p>
---	---

改 正 案

税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七号）（第七条関係）

（趣旨）

第一条 税関関係法令に係る手続等を、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「情報通信技術利用法」という。

）第三条第一項及び第四項並びに第四条第一項（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第三条第一項の規定により適用される場合を含む。）並びに税関関係法令の規定により電子情報処理組織を使用して行われ又は行う場合については、他の法令に別段の定めがある場合を除き、この省令の定めるところによる。

（定義）

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子情報処理組織 情報通信技術利用法第三条第一項又は第四条第一項に規定する電子情報処理組織（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第三条第一項の規定により当該電子情報処理組織とみなされる同法第二条第一号に規定する電子情報処理組織（以下「みなし電子情報処理組織」という。）を含む。）をいう。

二及び三 （省略）  
二及び三 （省略）

現 行

税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七号）（第七条関係）

（趣旨）

第一条 税関関係法令に係る手続等を、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「情報通信技術利用法」という。

）第三条第一項及び第四項並びに第四条第一項並びに税関関係法令の規定により電子情報処理組織を使用して行われ又は行う場合については、この省令の定めるところによる。

（定義）

第二条 同上

二 同上  
一及び二 同上

(申請等の指定)

第三条 情報通信技術利用法第三条第一項及び税関関係法令の規定により電子情報処理組織(みなし電子情報処理組織を除く。以下同じ)を使用して行わせることができる申請等は、別表第一に掲げる申請等とする。

2 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律

第三条第一項の規定により適用される情報通信技術利用法第三条第一項及び税関関係法令の規定によりみなし電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令(昭和五十二年政令第二百二十号)別表に掲げる申請等とする。

(氏名等を明らかにする措置)

第六条 通関業法第十四条に規定する記名押印に代わるものであつて情報通信技術利用法第三条第四項に規定する主務省令で定めるものは、当該記名押印を行うべき通関士の識別符号及び暗証符号の入力又は電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行規則(昭和五十二年大蔵省令第三十号)第四条の規定による通関士識別符号の使用とする。

(事前届出)

第七条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第九条の四ただし書、国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第四十五条の規定により読み替えて適用する同法第三十四条第一項ただし書及びとん税法施行令(昭和三十二年政令第四十八号)第二条第二項ただし書(特別とん税法施行令(昭和三十二年政令第四十九号)第二条において準用する場合を含む。)の規定により次条に定める方法(第二条

(申請等の指定)

第三条 情報通信技術利用法第三条第一項及び税関関係法令の規定により電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、別表第一に掲げる申請等とする。

(氏名等を明らかにする措置)

第六条 通関業法第十四条に規定する記名押印に代わるものであつて情報通信技術利用法第三条第四項に規定する主務省令で定めるものは、当該記名押印を行うべき通関士の識別符号及び暗証符号の入力とする。

(事前届出)

第七条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第九条の四ただし書、国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第四十五条の規定により読み替えて適用する同法第三十四条第一項ただし書及びとん税法施行令(昭和三十二年政令第四十八号)第二条第二項ただし書(特別とん税法施行令(昭和三十二年政令第四十九号)第二条において準用する場合を含む。)の規定により次条に定める方法による関

に掲げる場合を除き、同条第一号に掲げる方法に限る。）による関税、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二条第一号に規定する内国消費税並びにとん税及び特別とん税（以下「関税等」という。）の納付を行おうとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により、当該納付を行いたい旨をあらかじめ税関長に届け出なければならぬ。

一 情報通信技術利用法第三条第一項の規定に基づき関税等の納付に係る申請等を行う場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該申請等を行う際に併せてその旨を入力する方法

二 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第三条第一項の規定により適用される情報通信技術利用法第三条第一項の規定に基づき関税等の納付に係る電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第四条第一項に規定する申告等を行う場合 当該申告等を行う際に併せてその旨を入力する方法

三及び四 （省略）

2 前項第一号又は第二号に掲げる場合（次条第一号に掲げる方法により関税等を納付する場合に限る。）において、当該各号に定める方法による届出をすることができなかったときは、同項第一号又は第二号に規定する申請等又は申告等を受理した税関長に、同条第一号に掲げる方法による納付を行おうとする関税等を特定できる書面を添えて、当該納付を行いたい旨を届け出ることができる。

3 税関長は、前二項の届出がされた場合において、当該届出をした者に対し、納付番号その他の納付情報を通知するものとする。ただし、次条第二号に掲げる方法により関税等を納付するとき、又は関税等について納付すべき税額がないときは、この限りでない。

税、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二条第一号に規定する内国消費税並びにとん税及び特別とん税（以下「関税等」という。）の納付を行おうとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により、当該納付を行いたい旨をあらかじめ税関長に届け出なければならぬ。

一 情報通信技術利用法第三条第一項の規定に基づき関税等の納付に係る申請等を行う場合 当該申請等を行う際に併せてその旨を入力する方法

二 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第三条第一項の規定に基づき関税等の納付に係る同項に規定する申告等を行う場合 当該申告等を行う際に併せてその旨を入力する方法

三及び四 同上

2 前項第一号又は第二号に掲げる場合において、当該各号に定める方法による届出をすることができなかったときは、同項第一号又は第二号に規定する申請等又は申告等を受理した税関長に、次条に定める方法による納付を行おうとする関税等を特定できる書面を添えて、当該納付を行いたい旨を届け出ることができる。

3 税関長は、前二項の届出がされた場合において、当該届出をした者に対し、納付番号その他の納付情報を通知するものとする。ただし、関税等について納付すべき税額がないときは、この限りでない。

(電子情報処理組織による納付手続)

第八条 関税法第九条の四ただし書、国税通則法第四十五条の規定により読み替えて適用する同法第三十四条第一項ただし書及びとん税法施行令第二条第二項ただし書(特別とん税法施行令第二条において準用する場合を含む。)に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

- 一 税関又は輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社(次号において「会社」という。)の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、関税等の納付手続に利用できるものとして金融機関が提供したプログラムを用いて納付番号その他の納付情報を入力して、納付する方法
- 二 前条第一項第二号の規定による届出をした者があらかじめ会社及び金融機関に対し通知した口座番号、当該届出をした者が納付すべき関税等の額その他の納付情報が会社の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該金融機関に送付され、かつ、当該納付情報に基づき、口座振替により納付する方法

(処分通知等の指定)

第九条 (省 略)

2 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第三条第一項の規定により適用される情報通信技術利用法第四条第一項及び税関関係法令の規定によりみなし電子情報処理組織を使用して行うことができる処分通知等は、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第一条第一項第二号イからホまでに掲げる告示、通知又は諾否の応答とする。

(電子情報処理組織による納付手続)

第八条 関税法第九条の四ただし書、国税通則法第四十五条の規定により読み替えて適用する同法第三十四条第一項ただし書及びとん税法施行令第二条第二項ただし書(特別とん税法施行令第二条において準用する場合を含む。)に規定する財務省令で定める方法は、税関の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、関税等の納付手続に利用できるものとして金融機関が提供したプログラムを用いて納付番号その他の納付情報を入力して、納付する方法とする。

(処分通知等の指定)

第九条 同 上

2 第四条の規定により電子情報処理組織を使用して行われた別表第一第一一号及び第二八九号の二に掲げる交付の請求に対する前項に規定する処分通知等は、同項に規定するもののほか、当該請求に係る証明書類の交付(当該請求をした者が書面による交付を申し出ている場合を除く。)とする。

<p>(手数料等に係る納付情報の通知)</p> <p>第十条 税関長は、第三条第一項に規定する申請等又は前条第一項に規定する処分通知等に係る処分が行われることにより手数料又は登録免許税の納付が必要となるときは、当該申請等を行った者又は当該処分通知等を受ける者に対し、その納付すべき手数料又は登録免許税に係る納付番号その他の納付情報を、電子情報処理組織を使用して、通知するものとする。</p>	
<p>(手数料等に係る納付情報の通知)</p> <p>第十条 税関長は、第三条に規定する申請等又は前条に規定する処分通知等に係る処分が行われることにより手数料又は登録免許税の納付が必要となるときは、当該申請等を行った者又は当該処分通知等を受ける者に対し、その納付すべき手数料又は登録免許税に係る納付番号その他の納付情報を、情報通信技術利用法第三条第一項又は第四条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して、通知するものとする。</p>	<p>3 税関長は、前項の証明書類の交付を電子情報処理組織を使用して行うときは、当該証明書類の情報を電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて税関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに、当該証明書類の交付を受ける者が入手可能な状態で記録しなければならない。</p>

改 正 案

国税収納金整理資金事務取扱規則（昭和二十九年大蔵省令第三十九号）（附則第三条関係）

（納入の告知）

第十二条 国税収納命令官等は、第八条第一項の規定により調査決定をしたとき（第九条の場合及び前条第一項の規定により増加額に相当する金額について調査決定をする場合において、第八条第一項の規定による調査決定をしたときを含む。）は、直ちに納税者等の住所及び氏名、受入科目、納付すべき金額、納付期限及び納付場所その他納付に關し必要な事項を明らかにした国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）別紙第二号書式若しくは別紙第二号の二書式の納税告知書（国税徴収法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第三十一号）第三条第三項において国税通則法施行規則別紙第二号書式又は同令別紙第二号の二書式に所要の調整を加えたものによることとされている納入告知書を含む。）、関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）別紙第一号書式の納税告知書、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行規則（昭和五十二年大蔵省令第三十号）別紙第一号書式の納税告知書又は第二号書式の納入告知書を作成して納税者等（納税管理人があるときは、当該納税管理人）に送付しなければならない。ただし、口頭による納入の告知により納付させる場合は、この限りでない。

（調査決定が超過した場合の納付書の送付等）

現 行

国税収納金整理資金事務取扱規則（昭和二十九年大蔵省令第三十九号）（附則第三条関係）

（納入の告知）

第十二条 国税収納命令官等は、第八条第一項の規定により調査決定をしたとき（第九条の場合及び前条第一項の規定により増加額に相当する金額について調査決定をする場合において、第八条第一項の規定による調査決定をしたときを含む。）は、直ちに納税者等の住所及び氏名、受入科目、納付すべき金額、納付期限及び納付場所その他納付に關し必要な事項を明らかにした国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）別紙第二号書式若しくは別紙第二号の二書式の納税告知書（国税徴収法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第三十一号）第三条第三項において国税通則法施行規則別紙第二号書式又は同令別紙第二号の二書式に所要の調整を加えたものによることとされている納入告知書を含む。）、関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）別紙第一号書式の納税告知書、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行規則（昭和五十二年大蔵省令第三十号）別紙第一号書式の納税告知書又は第二号書式の納入告知書を作成して納税者等（納税管理人があるときは、当該納税管理人）に送付しなければならない。ただし、口頭による納入の告知により納付させる場合は、この限りでない。

（調査決定が超過した場合の納付書の送付等）

第十六条 国税収納命令官等は、第十一条第一項の規定により減少額に相当する金額について調査決定をした国税等で、すでに納税告知書若しくは納入告知書を発し、又は納付書を送付し、かつ、収納済みとなつていないものについては、直ちに納税者等に対し、当該納税告知書、納入告知書又は納付書に記載された納付すべき金額が当該調査決定後の納付すべき金額を超過している旨の通知をすることにも、国税通則法施行規則別紙第一号書式若しくは別紙第一号の二書式、関税法施行規則別紙第二号書式、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行規則別紙第二号書式又は第四号書式の納付書を当該通知に添えて送付するものとする。

2 (省略)

(証券につき支払がなかつた場合の納付書の送付)

第十七条 国税収納命令官等は、第二十四条第四項の規定により収納済額の取消しの登記をしたときは、直ちに納税者等に対し、当該納税者等の納付した証券について支払がなかつた旨を通知するとともに、国税通則法施行規則別紙第一号書式若しくは別紙第一号の二書式、関税法施行規則別紙第二号書式、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行規則別紙第二号書式又は第四号書式の納付書を当該通知に添えて送付するものとする。

(納税告知書等による収納)

第六十条 (省略)

2 国税収納官吏が在勤官署で納税者等から現金の納付を受けたときは、前項の規定による領収証書及び領収済報告書に代えて、国税通則法施行規則別紙第一号書式、別紙第一号の二書式、別紙第二号書式若しくは別紙第二号の二書式、関税法施行規則別紙第一号書式若しくは別紙第二号書式、電子情報処理組織による輸出入等関連業務

第十六条 国税収納命令官等は、第十一条第一項の規定により減少額に相当する金額について調査決定をした国税等で、すでに納税告知書若しくは納入告知書を発し、又は納付書を送付し、かつ、収納済みとなつていないものについては、直ちに納税者等に対し、当該納税告知書、納入告知書又は納付書に記載された納付すべき金額が当該調査決定後の納付すべき金額を超過している旨の通知をすることにも、国税通則法施行規則別紙第一号書式若しくは別紙第一号の二書式、関税法施行規則別紙第二号書式、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行規則別紙第二号書式又は第四号書式の納付書を当該通知に添えて送付するものとする。

2 同上

(証券につき支払がなかつた場合の納付書の送付)

第十七条 国税収納命令官等は、第二十四条第四項の規定により収納済額の取消しの登記をしたときは、直ちに納税者等に対し、当該納税者等の納付した証券について支払がなかつた旨を通知するとともに、国税通則法施行規則別紙第一号書式若しくは別紙第一号の二書式、関税法施行規則別紙第二号書式、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行規則別紙第二号書式又は第四号書式の納付書を当該通知に添えて送付するものとする。

(納税告知書等による収納)

第六十条 同上

2 国税収納官吏が在勤官署で納税者等から現金の納付を受けたときは、前項の規定による領収証書及び領収済報告書に代えて、国税通則法施行規則別紙第一号書式、別紙第一号の二書式、別紙第二号書式若しくは別紙第二号の二書式、関税法施行規則別紙第一号書式若しくは別紙第二号書式、電子情報処理組織による税関手続の特例等

の処理等に関する法律施行規則別紙第一号書式若しくは別紙第二号書式又は第二号書式若しくは第四号書式の領収証書及び領収済通知書で領収日付印の押なつのあるものによることができ

に関する法律施行規則別紙第一号書式若しくは別紙第二号書式又は第二号書式若しくは第四号書式の領収証書及び領収済通知書で領収日付印の押なつのあるものによることができ